

次世代健康医療記録システム 共通プラットフォームコンソーシアム規約

2019年9月6日制定
2019年9月6日施行

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本コンソーシアムの名称は、「次世代健康医療記録システム共通プラットフォームコンソーシアム」(以下「本コンソーシアム」という)と称する。
- 2 略称名は NeXEHRs コンソーシアム、英語名は NeXEHRs-CPC とする。

(目的)

- 第2条 本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「次世代健康医療情報システム共通プラットフォーム研究会」が提示する次世代健康医療情報システム NeXEHRs (以下、NeXEHRs という。)の基本コンセプトと実現方針を尊重した健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(活動)

- 第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
 - (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
 - (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
 - (4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

- 第4条 本コンソーシアムの会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し、入会の承認を受けた法人、団体および個人とする。

(会員種別)

- 第5条 本コンソーシアムは、通常正会員、特別正会員、賛助会員で構成される。なお、通常正会員と特別正会員をまとめて「正会員」と称することとし、正会員をもって会員総会を構成する。
- 2 通常正会員は、本コンソーシアムの活動に賛同し運営等に協力する法人、団体または個人
 - 3 特別正会員は、本コンソーシアムの発起人として設立に賛同した個人および幹事会の推薦にもとづき会員総会で入会を承認された法人、団体または個人
 - 4 賛助会員は、本コンソーシアムの活動趣旨に賛同する法人または個人

(入会)

- 第6条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承

認を受けなければならない。ただし、特別正会員を除く。

(退会)

- 第7条 本コンソーシアムを退会しようとする会員は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 本コンソーシアムの会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の承認で退会したものとみなすことができる。
- (1) 年会費を納入期日までに納入せず、さらに3ヶ月以上納入しないとき。
 - (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、または本コンソーシアムの目的に著しく反する行為をしたとき。
 - (3) 第8条に記載されている義務の不履行、または第14条第3項に反する行為をしたとき。
 - (4) 上記のほか、年会費負担能力に疑義がある状態(破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算手続等の申立があった場合等)や、会員の所在や活動状況が不明であるなど、本コンソーシアムの会員資格を継続することが適当では無いと幹事会が認めたとき。

(権利と義務)

- 第8条 会員は、幹事会の定める条件に従い、本コンソーシアムの部会、ワーキンググループ(以下、部会等という。)の活動に参加することができる。ただし、部会等がその運営に関する事項を協議する際には、賛助会員はその議決権を有しない。
- 2 会員は、本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。
- 3 正会員は、総会に出席してそれぞれ1票の議決権を有し、その議決権を行使し、また本コンソーシアムの活動に対して意見を述べることができる。
- 4 賛助会員は、総会に出席して本コンソーシアムの活動に対して意見を述べることができる。
- 5 法人または団体である会員(以下、法人等会員という。)は、本コンソーシアムの公式なホームページや広報資料等において、法人等会員のロゴを掲示することを本コンソーシアムに対して求めることができる。
- 6 会員は、本コンソーシアムの会員であることを自身が実施する広報活動、パンフレット、催事等において示すことができる。
- 7 会員は、本コンソーシアムが実施する広報活動、催事等において会員名称が掲出されることを承認するものとする。
- 8 会員は、特別正会員を除き第9条に定める所定の年会費を納めなければならない。
- 9 会員は、本コンソーシアムにおいては本規約、総会、幹事会の決定を遵守し、本コンソーシアムが行う各活動について、各会員が可能な範囲で積極的かつ適切に活動もしくは協力をしなければならない。

(年会費)

- 第9条 特別会員を除く会員は、本コンソーシアムの運営および活動に要する経費を負担するため、本コンソーシアムが別に定める年会費を納入するものとする。

(活動年度)

- 第10条 本コンソーシアム活動の活動年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第3章 活動成果

(活動成果)

- 第11条 本コンソーシアムの活動により得られた成果としての認定は、幹事会が執り行う。
- 2 前項において認定された成果(以下、本活動成果という。)は、会員、非会員に関わらず、広く

公開されることを原則とする。

(知的財産権)

第12条 本活動成果に係る知的財産権の所属は本コンソーシアムに帰属するが、公開における本活動成果に貢献した者の表示方法については、その本活動成果ごとにそれに貢献した会員間で事前協議の上で、協議結果を幹事会に通知し、幹事会が関係者と調整の上で決定する。

- 2 第11条第1項で本活動成果と認定されたもの以外の知的財産権の取り扱いについては、本コンソーシアムは関与しない。

(秘密保持)

第13条 本コンソーシアムの活動の場において会員が提供または開示する情報は、公知の情報として扱う。但し、本コンソーシアムの活動の場において、特定の会員により秘密情報であることが示され、参加するメンバー全員が秘密保持誓約書に署名した下で開示された情報、本コンソーシアムと会員との間で個別に締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。

(活動成果の利用)

第14条 会員は、本活動成果を無償で自らの研究開発、非営利事業に利用することができる。

- 2 正会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、本コンソーシアムに対して書面(電子的書面を含む、以下同じ)で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 3 賛助会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、幹事会が賛助会員による無償商業利用が可能であると認定した一部の活動成果に限り、本コンソーシアムに対して書面で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 4 会員でないものは、本活動成果を利用しようとする場合には、本コンソーシアムに対して利用目的や利用範囲等とともに非会員利用申請し、利用が承認された場合には、その決定にもとづき無償利用または有償利用することができる。
- 5 前各項において、本活動成果の利用者は、別途定められた利用規則を遵守しなければならない。また、その利用者の責任において利用するものとし、利用の形態や目的を問わず、本活動成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、本コンソーシアムは責任を負わない。
- 6 第2項および第3項において本活動成果を無償利用しようとする会員が、別途定められた利用許諾条件を満たす場合には、幹事会は申請から30日以内に無償利用を承認しなければならない。
- 7 第4項において、非会員利用申請があった場合の利用承認ならびに利用条件の決定の手続きについては、別途、幹事会で定める。

第4章 役員

(役員)

第15条 本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長若干名、監事1名をおく。

(役員の仕事)

第16条 会長は、本コンソーシアムを代表して、幹事会、総会を主宰し、本コンソーシアムの会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

- 3 監事は、本会の業務および財産に関してその執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

- 第17条 会長は、正会員の中から互選により選任し、総会の承認を得る。
- 2 副会長は、会長が正会員の中から指名し、総会の承認を得る。
 - 3 監事は、会長が会員以外から指名し、総会の承認を得る。

(役員任期と補充)

- 第18条 役員任期は選任後3年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する活動報告を議決する総会の日までとし、再任を妨げない。
- 2 役員がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、新たに後任の役員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

(顧問)

- 第19条 本コンソーシアムに、顧問を若干名おくことができる。

(顧問の職務)

- 第20条 顧問は、幹事会、総会、部会等、および本コンソーシアムの会議および催事等に出席して、意見を述べることができる。

(顧問を選任)

- 第21条 顧問は、会長が必要としたときに会員以外から指名し、幹事会の承認を得て選任し、選任日以降の最初の総会で報告する。

(顧問任期と補充)

- 第22条 顧問任期は、選任後1年以内に終了する活動年度の終了する日までとし、再任を妨げない。
- 2 顧問がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、必要であれば前条により新たに顧問を選任し、その任期は前項を適用するものとする。

第6章 会議

(会議の種別)

- 第23条 本コンソーシアムの会議は、総会、幹事会とし、総会は年1回以上開催する。

(総会)

- 第24条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を議決する。
- (1) 活動計画および収支予算
 - (2) 活動報告および収支決算
 - (3) 本規約の変更
 - (4) 解散および残余財産の処分
 - (5) 会費および負担金規定

(6) その他、本コンソーシアムの運営に関する重要事項

- 2 総会は会長が招集し、定足数は正会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立とする。
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会に出席できない正会員は、総会の議長または他の出席正会員に事前にその権限を書面または電子メールにより委任することができる。この場合、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、議決権を有する出席正会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会を招集するときは、会議の日時、場所、主要な審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに、会員に通知しなければならない。
- 7 正会員の3分の1以上から本規約に定める総会が議決すべき事項について審議のために総会の開催請求があったときは、会長は請求のあった日から遅くとも30日以内に総会を招集しなければならない。
- 8 総会の議事録は、本コンソーシアムの Web サイトに公開する。

(幹事会)

- 第25条 本コンソーシアムの運営と円滑な活動を行うため、幹事会をおく。
- 2 幹事会は会長および運営幹事若干名により構成される。
 - 3 運営幹事は会長が指名する会員のほか、自薦もしくは他薦された会員のなかから幹事会の議決による賛成をもって新たに選出できる。
 - 4 運営幹事の任期はその運営幹事が選任された活動年度の末日までとし、再任を妨げない。
 - 5 幹事会は、本規約に定める事項の他、総会の議決した事項を執行し、総会に付議すべき事項を審議し、その他総会の議決を要しない事項を議決する。
 - 6 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を認めない)をもって成立とする。
 - 7 幹事会の議決は、原則として全員一致により議決するものとするが、全員一致をみない場合には、議長が決するものとする。
 - 8 幹事会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
 - 9 幹事会の開催は、電子メール、インターネット Web 等の電子的手段にて代行することができるものとする。
 - 10 会長が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上から請求があったときは、30日以内に幹事会を招集しなければならない。
 - 11 会長が必要と認めた者は、幹事会に出席できる。
 - 12 幹事会は必要と認める事項については、部会等での検討を要請することができる。
 - 13 幹事会は運営上必要と認める事項については、幹事会の下に委員会を設置することができる。
 - 14 幹事会の議長は、会長が務める。
 - 15 幹事会の議事録は、会員に公表する。

(部会およびワーキンググループ)

- 第26条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの活動運営上必要があるときは、幹事会の議決により部会、および部会の下にワーキンググループ(以下、WG という)を設置することができる。
- 2 部会または WG は、それらの目的に対して意欲的に実務を行う会員および会員外の有識者等から構成される。
 - 3 部会長または WG リーダーは、正会員の推薦等を考慮の上で幹事会が指名する。
 - 4 部会または WG のメンバーおよび運営に関する事項については、幹事会の承認の上で部会長が定めることができる。

(事務局)

- 第27条 本コンソーシアムの事務局を日本国内におく
- 2 本コンソーシアムの事務局業務を執り行うため、事務局長をおく。
 - 3 事務局長は、会長が指名する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第28条 本コンソーシアムの資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 設立後に寄付を受けた財産
 - (3) 資産から生じる収入
 - (4) 活動に伴う収入
 - (5) その他の収入

(資産管理)

- 第29条 本コンソーシアムの資産は、会長が管理する。
- 2 資産の内、その使徒または管理方法について指定して寄付されたもの(管理経費に充当するものとして幹事会が定めた一定割合に相当する部分を除く)については、その指定に従わなければならない。

(経費の支弁)

- 第30条 本コンソーシアムの経費は、資産をもって支弁する。

(活動計画および収支予算)

- 第31条 本コンソーシアムの活動計画書、収支予算は、会長が毎活動年度開始前に作成し、当該活動年度に開催される最初の総会の議決を得なければならない。

(活動報告および収支決算)

- 第32条 本コンソーシアムの活動報告書、収支決算および財産目録は、会長が活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て、当該活動年度終了後90日以内に開催される総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

- 第33条 本コンソーシアムは、活動の遂行上必要がある場合は、幹事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(剰余金の処分)

- 第34条 本コンソーシアムの収支決算に剰余が生じた場合は、総会の議決を得て、その全部または一部を翌活動年度に繰り越し、または積み立てることができる。

第8章 規約の変更、活動期間および継続、解散

(規約の変更)

- 第35条
本規約は、第24条第1項に基づき、総会の議決を得た場合変更できる。

(解散)

第36条 本コンソーシアムは、第2条に示した本コンソーシアムの目的を果たしたとき、第24条第1項に基づき、総会の議決を得て解散する。

(残余資産の処分)

第37条 本コンソーシアムの解散の場合、残余資産は前条に示した手続きの後、本コンソーシアムと類似の目的を持つ他の法人または団体、もしくは医療情報関連の非営利法人もしくは団体に寄付するものとする。

2 前項の内容は、第24条第1項に基づき、総会の議決を得て決定される。

第9章 雑則

(活動実費の徴収)

第38条 本コンソーシアムは、第3条に定める活動の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする活動を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該活動に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。

2 前項の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

(実施細則)

第39条 本規約の実施に関して必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定めることができる。

(準拠法)

第40条 本規約は、日本法に基づいて解釈されるものとする。

附則

附則1 この規約は2019年9月の設立総会開催日から施行する。

附則2 第6条にかかわらず、あらかじめ設立発起代表者が定めた設立総会開催日前の入会希望申込み期限日(以下、「申込み期限日」という)までに入会希望書面をもって入会の意思表示をした者は、設立総会の日に入会が承認されたものとみなす。なお、設立総会において決議された規約に異議がある場合には、入会希望を取り下げることができる。

附則3 第6条にかかわらず、申込み期限日の翌日以降で設立総会開催日以前の入会希望書面をもって設立総会に出席し、本規約を承認する者は、設立総会の日それぞれ入会が承認されたものとみなす。

附則4 第10条第1項に関わらず、本コンソーシアムの最初の活動年度は設立総会開催日から2020年6月30日までとする。

附則5 第17条第1項に関わらず、本コンソーシアムの最初の活動年度開始時の会長は、設立発起人代表者をもって充てる。

附則6 本コンソーシアムの設立総会においては、第24条において「正会員」とあるのは「設立総会の日以前から本コンソーシアムの通常正会員として入会希望していた者、および設立総会開催日以前に特別正会員として加入することを承諾していた者」と、「会員」とあるのは「設立総会の日以前から本コンソーシアムの正会員または賛助会員として入会希望していた者、および設立総会開催日以前に特別正会員として加入することを承諾していた者」と、「会長」とあるのは「設立発起人代表者」と読み替えるものとする。

附則7 第25条第3項で定める運営幹事は、本コンソーシアムの最初の活動年度開始時においては
会長指名の7者以内とする。

以下余白

コンソーシアム活動成果の利用に関する実施細則

2019年9月6日制定

第1条 この規則は、コンソーシアム規約(以下、規約という。)第11条第1項に記載される成果(以下、本活動成果という。)に関して、規約第14条第5項に記載された利用規則、および第14条第6項に記載された利用許諾条件を定めるものである。

第2条 規約第14条第5項に記載された利用規則は以下とする。

- 1) 利用目的が規約第2条に照らして適切であること。
- 2) 利用にあたって、医療分野における個人情報保護関連のガイドライン等を遵守すること。
- 3) 利用にあたって、研究目的の利用の場合には、国の定める研究倫理関連の指針を遵守すること。規約第12条第1項にもとづいて決定された表示方法を遵守すること。
- 4) 利用は、公序良俗に反するものでないこと。
- 5) 利用は、反社会的勢力との関わりがないこと。
- 6) その他、利用する本活動成果ごとに本コンソーシアム幹事会が決定した利用条件がある場合には、それを遵守すること。

第3条 規約第14条第6項に記載された利用許諾条件は以下のすべてを満たすこととする。

- 1) 会員は、許諾時点までに以下のいずれかを満たしていること。
 - ① 許諾時点がコンソーシアム設立後2年未満においては、設立後3ヶ月以内に加入しており、かつその許諾時点まで継続して加入していること。
 - ② 許諾時点がコンソーシアム設立後2年以上においては、許諾時点まで1年9ヶ月以上継続して加入していること。
- 2) 会員は、利用許諾後2年以上継続して本コンソーシアムに加入していく予定であることを書面(電子的書面を含む、以下同じ)で誓約していること。
- 3) 会員は、会費の滞納実績が無いこと。
- 4) 会員は、成果物の利用目的を書面で明らかにすること。

- 5) 反社会的勢力との関わりが無いことを表明保証する書面の提出があること

以上

会費規程

(目的)

第1条 この規程は会則第9条に基づき、通常正会員、特別正会員、賛助会員が納付する会費に関する規則を定める。

(会費)

第2条 会員は以下の会員種別に基づき活動年度ごとの年会費を、当該活動年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

会員種別	活動年度 年会費	課税・不課税の別
通常正会員	240,000円	不課税
特別正会員	なし	—
賛助会員	36,000円	不課税

第3条 年度途中の入会については、入会申込み日付の時期により7月～9月:100%、10月～12月:75%、1月～3月:50%、4月～6月:25%の算定率を第2条の年会費に乗じた額を納付するものとする。

第4条 年度途中の退会については、その理由の如何に関わらず、納付された会費は返還しないものとする。

附則1 この規程は、2019年9月の設立総会開催日より施行する。

附則2 活動年度途中の通常正会員から賛助会員へ、またはその逆の会員種別の変更は、退会と入会の手続きをとるものとし、退会と入会が同一日付でなされた場合に限り会員期間は継続しているものとする。

附則3 最初の活動年度(設立総会開催日～2020年6月30日)においては、入会申込み日付にかかわらず、第2条記載額に100%の算定率を乗じた額を納付するものとする。

参考情報 振込先口座:

銀行名: みずほ銀行 上野支店

口座番号: 普通 3019830

名義: NeXEHRs コンソーシアム (カナ名称:NEXEHRs コンソーシアム)

(注)振込先名義を漢字名称(全角文字)で指定する場合は2文字目の「e」は全角文字で英小文字、カナ名称で指定する場合は全て英大文字としてください。